

公益財団法人畑崎財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人畑崎財団と称し、英文名を Hatasaki Foundation とする。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県芦屋市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、わが国が、いま成熟した長寿社会に移行しつつあるなかにあつて、ファッションブルエージング、すなわち年を重ねても明るく健康で内面が充実した生き方を目指し、最先端の医療の研究、開発や、各種活動に対する支援、助成を行なうことによって、スマートでファッションブル、すなわち元気で気持ちが前向きで、それが装いや行動にあらわれ活動できる、明るく健康な社会づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 明るく健康な社会づくりに資するための研究、開発に対する助成、企画立案、人材育成、学術集会、情報発信及び国際交流に対する総合的支援
- (2) 最先端の医療の研究、開発
- (3) 芸術文化活動に対する支援、助成
- (4) ボランティア活動に対する支援、助成
- (5) 福祉活動に対する支援、助成
- (6) スポーツ振興に対する支援、助成
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に設置する掲示場に掲示する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第6条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 畑崎廣敏 現金壹千万円

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、理事長（第25条に規定する理事長をいう。以下同じ）が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算書)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及びその附属明細書
- (3) 正味財産増減計算書及びその附属明細書
- (4) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平

成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員3名以上を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

- (エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

（構成）

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第16条 評議員会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める次の事項に限り決議する。
- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
 - (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (3) 定款の変更
 - (4) 残余財産の処分
 - (5) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定めた事項

（開催）

第17条 定時評議員会は、毎事業年度6月に1回開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事長（前項の規定により他の理事が評議員会を招集する場合にあっては、当該理事。次条において同じ。）に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項並びに議案の概要を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会の決議によって、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は議決に加わることができない。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を専務理事とすることができる。
- 4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副理事長、専務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 この法人の監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会におい

て別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 役員は、無報酬とする。ただし、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(開催)

第34条 通常理事会は、毎事業年度6月及び3月に開催する。

- 2 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を互選する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(職務の報告)

第38条 理事長、副理事長、専務理事は、毎年6月及び3月の理事会に、自己の職務の状況を報告しなければならない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該

事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名し、理事会の開催の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。第39条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第5章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(合併等)

第43条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第44条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に

掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(保有株式の議決権行使)

第47条 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

第6章 附則

(設立時評議員)

第48条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 畑崎美代子、坂井千秋、寺井秀藏、三木孝、中尾清二、岡野雅昭

(設立時役員)

第49条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 畑崎廣敏、貝原俊民、田中克郎、角田嘉宏、原田信也、畑崎充義

設立時代表理事 畑崎廣敏

設立時監事 大橋弘幸、國見学

(最初の事業計画等)

第50条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第8条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第51条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第52条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 兵庫県芦屋市六麓荘町10番4号

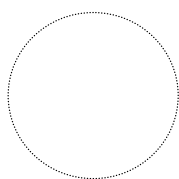
設立者 畑崎廣敏

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

- 1 この定款の変更は、認定法第4条に定める行政庁の認定を受けた日から施行する。



代表印